

デバイス部製品の製品保証（標準）

当社はデバイス部製品に対し、下記のとおり保証します。（以下、本製品保証が適用される個々のデバイス部製品を「本製品」といいます。）

1. 保証期間

- (1) 当社からの出荷日から起算して18カ月間、又は当社(当社指定のサービス担当店含む)による納入日(据付を伴う製品については据付完了日)から起算して12カ月間、のいずれか早い方の期間とします。
- (2) 補修部品(新品)については、修理などに伴い使用開始または修理品を納入したときから起算して6か月とします。ただし、修理再生した補修部品については、修理完了から起算して3か月とします。
- (3) 上記(1)あるいは(2)の保証に基づいて無償で修理または無償で交換された補修部品には上記(2)の保証期間は適用されず、修理・交換の対象となった製品の残余保証期間が適用されるものとします。

2. 保証内容

保証期間内に当社の責により故障が生じた場合は、当社の判断により、その修理・交換または代替品の提供を無償で行います。ただし、パーソナルコンピューターおよびその周辺機器、部品など、市場において改廃期間の短い製品については、同一の型式のものを提供できない場合があります。

3. 責任の制限

- (1) どのような場合にも、お客様の逸失利益、間接的障害、二次派生的な損害、記憶データの破損・消失について、当社は一切責任を負いません。第三者からお客様に対してなされた損害賠償に基づく損害においても、当社は一切責任を負いません。
- (2) 当社の損害賠償責任は、どのような場合にも、本製品の代金相当額をもってその上限とします。

4. 保証除外事項

保証期間内であっても、次に該当する故障の場合は保証から除外します。

- (1) 誤ってお取り扱いになった場合(取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用をしなかった場合を含む)
- (2) 当社または当社指定のサービス担当店以外で修理や改造などが行われたことに起因する場合
- (3) 当社指定以外のハードウェアまたはソフトウェアとの組み合わせ使用による場合
- (4) 当社または当社指定のサービス担当店の作業に起因しないコンピュータウイルスによって生じた本製品の故障、基本ソフトウェアを含むソフトウェアおよびデータの破損
- (5) 停電や電源の瞬時電圧低下を含む電源障害によって生じた本製品の故障、基本ソフトウェアを含むソフトウェアおよびデータの破損
- (6) 正常な終了手順によらずに、本製品の電源スイッチを切断することなどによって生じた本製品の故障、基本ソフトウェアを含むソフトウェアおよびデータの破損
- (7) 故障の原因が本製品以外の理由による場合
- (8) 高温多湿、腐食性ガス、振動など、過酷な環境条件の中でお使いになった場合
- (9) 火災、地震その他の天災地変、放射性物質や有害物質による汚染、および戦争や暴動、犯罪などその他の不可抗力的事故の場合
- (10) 当社(当社指定のサービス担当店含む)による据付を伴う製品で、いったん据え付けたあと、当社または当社指定のサービス担当店以外により移動あるいは輸送された場合
- (11) 消耗品およびこれに準ずる部品(CD-ROMなどの記録媒体も消耗品です。)
- (12) 所定の点検、整備が行われていないことに起因する場合
- (13) 当社工場引き取りによる修理で、取扱説明書に記載または当社(当社指定のサービス担当店含む)から事前に連絡した梱包・輸送などの注意事項が守られていなかった場合
- (14) その他、当該製品の取扱説明書又は仕様書に記載されている上記以外の保証除外事項

5. 製品保証やアフターサービスに関する注意事項

- (1) 当社(当社指定のサービス担当店含む)による据付を伴わない製品の修理や点検については、当社工場引き取り修理となります。
- (2) 修理・点検後の性能はカタログ、取扱説明書または仕様書に記載の数値内であることを保証しますが、必ずしも納品時または修理・点検前と同等になるとは限りません。
- (3) 当社または当社指定のサービス担当店以外の者により、製品あるいは部品の規格、機能の変更または改造などが行われた場合、および当社指定外の市販部品・模造品などの使用が認められた場合には、製品保証期間内であっても修理費用を請求させていただく場合や以後の修理・点検を受けられない場合があります。
- (4) 製品保証の内容は、日本国内での使用を前提としています。製品を日本国外で使用する場合、地域によりアフターサービスが提供できない場合がありますので、必ず事前に当社または当社指定のサービス担当店にお問い合わせください。
- (5) 製品に保証書などの文書が添付されている場合、および保証条項を含む契約書や仕様書が交わされている場合で、当該文書における保証内容と本製品保証の内容が矛盾・抵触する場合は、当該文書における保証内容が本製品保証の内容に優先して適用されます。

6. 本製品保証の変更について

- (1) 当社は当ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と認める方法により本製品保証の変更を周知することにより、本製品保証の内容を変更することができるものとします。
- (2) 本製品保証の内容を変更する場合、変更の効力発生日及び内容を当ウェブサイトに掲載する方法によって周知するものとし、効力発生日より変更の効力が生じるものとします。
- (3) お客様はその責任において随時本製品保証内容を確認し、最新の内容をご承諾の上で本製品をご利用いただくものとします。ただし、法令上お客様の同意が必要となるような内容の変更を行う場合は、別途お客様の同意を得るものとします。

以上